

## 指定区域の区分について(案)

## 1 区域指定の基本方針と考え方

基本方針	鏡川流域における開発や建築行為の規制・誘導を図るため、現状のスポット的な指定である2種類の区域に加え、広範囲を面的に規制するため、新たな区域の指定を行う。	
区分	区域	指定の考え方
面的指定	(仮称)流域保全区域 ※新規追加	鏡川へ影響を及ぼす可能性がある範囲内(流域)における開発等の行為を事前に把握し、鏡川流域の自然環境及び景観への配慮を促すこと及び届出内容を公表し、行政だけでなく市民の目でも流域での開発等の行為について監視することを目的に流域全体を面的に指定する。
スポット的指定	自然環境保全区域	鏡川流域を特徴づける地質・地形および生態系などの現状を保護することが必要な場所を指定する。
	景観形成区域	親水空間や社寺など積極的な景観形成が必要な象徴的な場所や棚田など価値を保ち続けるうえで人の関わりが欠かせない場所を指定する。

## 2 区域の定義

区域	現行	改正後(案)
(仮称)流域保全区域	—	市民の関心のもとに流域全体の保全を図り、開発や建築行為が行われる際はその秩序化を促すことで、鏡川流域の自然環境や景観のよりよい保全と活用に資する区域。
自然環境保全区域	<p>&lt;条例&gt; 鏡川の優れた自然環境(第15条第1項)</p> <p>&lt;規則&gt; 下に該当するもののうち、鏡川の自然的社会条件からみて、その区域における優れた自然環境を保全することが特に必要な区域とする。(第9条)</p> <p>(1) 鏡川の水量を確保し、良好な水質を維持するために必要な区域</p> <p>(2) 動植物などの生息環境として適合した区域</p> <p>(3) 鏡川の自然環境として特性のある区域</p> <p>(4) その他鏡川の流水及びこれと一体となって良好な自然形態を有していると市長が特に認める区域</p>	鏡川水系の清流の維持・向上を図るとともに、鏡川流域を特徴づける地質・地形および生態系の改変を抑制することで、流域の自然環境の保全に資する区域。
景観形成区域	<p>&lt;条例&gt; 鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観(第15条第2項)</p> <p>&lt;規則&gt; 規定なし</p>	鏡川流域における地域の人々の暮らしに培われた景観地の質の維持・向上を図ることで、その継承と暮らしの活性化に資する区域。

### 3 区域の保全の手法

#### 【流域保全区域(仮称)】

届出制とし、その全てについてホームページ上で公表する。

※現時点では、公表すること自体は可能であると考えているが、公表している事例が全国的にも少ないことや、公表することで不利益を被ったとして事業者等が市に対して損害賠償請求することも想定されるため、今後公表することに対し、十分な検討が必要である。

#### 【自然環境保全区域及び景観形成区域】

許可制とする。

◎ 届出の条件・許可の基準については、四万十川条例などの既存の条例を参考にする。

### 4 メリット・デメリット

#### メリット

- ◆ 流域全体を区域指定することで流域における規制の網掛けの“穴”をなくすることができる。
- ◆ “二階建て”の区域指定により、規制に強弱をつけることができる。
- ◆ 届出が提出され次第、関係法令を所管する各課に照会を行い、事業者に通知することで必要な手続きについて指導することができる。(土木などの技術的見地からの指導が可能)
- ◆ 届出の内容を公表し、市民との情報共有を図ることで、市民の目で環境への配慮が十分でない開発等の行為を監視することができる。

#### デメリット

- ◆ 指定範囲が広いため、届出や許可申請の件数が増加する。
- ◆ 規制に強弱をつけることにより、事務処理が複雑になる。

} 行政コストの増大

### 5 要検討事項

#### (1) (仮称)流域保全区域の指定範囲

市街地である下流域は、既に都市計画法等によって一定の規制・誘導が行われており、かつ環境を大きく改変するような大規模開発の余地が少ない反面、行為の件数は中上流域に比べ格段に多く、事務処理(審査)が繁雑になる。

⇒ 市民と関連が深い飲料水を取水している朝倉堰より上流を流域保全区域(仮称)に指定してはどうか。

#### (2) 自然環境保全区域及び景観形成区域の指定範囲

案① 土地の筆を基準にする

案② 河川との距離や地形、建造物群など地物のまとまりを基準にする

⇒ 案②の方が視覚的に捉えやすく、図示しやすい(市民にとってわかりやすい)のではないかと。